

## 豊川市工事成績評定における成績不良業者の入札参加制限に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市が発注する建設工事において、成績評定が低評価の業者に対し入札への参加制限（以下「入札制限」という。）をすることについて定め、もって公共工事の適正な施工及び工事情質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、入札への参加制限とは、豊川市制限付一般競争入札要領に基づく建設工事の一般競争入札への参加を一定の期間対象外とすることをいう。

(入札制限の対象)

第3条 入札制限は、豊川市工事成績評定要領（平成14年6月1日適用。以下評定要領」という。）による評定区分が「D」又は「E」の工事を施工した業者（以下「成績不良業者」という。）で、次条により付加される点数の合計が3点以上となったものを対象とする。

(付加する点数の基準)

第4条 付加する点数は、評定要領による評価区分が「D」の工事にあつては1点、「E」の工事にあつては2点とする。

2 前項により付された点数は、次の場合に消滅する。

(1) 点数が付加された日から起算して2年を経過したとき

(2) 入札制限の対象となったとき（入札制限の対象となった点数に限る。）

(入札制限の決定)

第5条 市長は、第3条に該当するものについて、入札制限を課すものとする。

2 入札制限に当たっては、あらかじめ豊川市入札等審査委員会（以下「入札等審査会」という。）に意見を聴くものとする。

3 入札制限の期間は、当該入札制限の通知を受けた日から6月とする。

(入札制限期間の特例)

第6条 市長は、業者が入札制限を受けている期間中に既に施工している工事で、新たに入札制限の対象となることとなったときは、既に受けている入札制限の終期の翌日を初日として、新たに6月の入札制限を行う。

2 市長は、入札制限の期間中の業者について、情状を酌むべき特別の事由があると認めるときは、前条の期間を変更することができる。

3 市長は、前項により入札制限の期間の変更を行うときは、あらかじめ入札等審査会に意見を聴くものとする。

(業者への通知)

第7条 市長は、入札制限を行うとき（入札制限の期間の変更を含む。）は、その対象となる業者に対し、速やかに様式第1号により通知する。ただし、解除については、期間等に変更がない限り通知しない。

(共同企業体への適用)

第8条 共同企業体により施工された工事にあつては、第4条の点数は当該共同企業体のそれぞれの構成員に付加する。

2 第5条により入札制限期間中の業者を構成員とする共同企業体は、同条の規定を適用されるものとする。

(庶務)

第9条 この要綱に係る事務は、総務部契約検査課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行し、同日以降に完了した工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。